

産業廃棄物処理施設設置許可関係事務取扱要領 改正の概要

- 1 副本の返却について
軽微変更等届出書以外の手続きにおいては、受付時に事業者控えの副本（鑑を除く）を返却する取り扱いとしました。
- 2 事業計画書の添付書類について
事業計画書においては、公図の写しや土地登記事項証明書の添付を不要としました。
- 3 設置（変更）許可申請の添付書類について
申請内容の概要（閲覧者向け）の添付を不要としました。
- 4 使用前検査時の測定について
規制基準値を上回らないことが明らかな場合（※）は、使用前検査時における測定を省略することを可能とする取り扱いとしました。
※従前から有価物を処理するために使用していた既存の施設において、新たに廃棄物を扱う場合であって、生活環境影響調査の結果により、環境基準値を上回らないことが示されている場合等。
- 5 別紙2資金計画の添付書類について
見積書等の提出を不要としました。
- 6 保管設備について
新たに保管設備の構造等を例示しました。
- 7 その他
軽微な修正及び表現を明確にする改正を行いました。

【施行期日】

令和7年4月1日